特別徴収税額の納期の特例の承認に関する申請書

	特別徴収義務者番号	
安平町受付印 令和　　年　　月　　日 安平町長　様	住　所 又は 所 在 地	〒 電話（　　）　　―
	(フリガナ)	
	氏　名 又は 名　称	印
	個 人 番 号 又は法人番号	

町・道民税特別徴収税額の納期の特例についての承認を申請します。

	月区分	支給人員	支給額
申請の日前６か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支給金額 （外書は、臨時雇用者に係るもの　） 条件…常時１０人未満	令和　年　月	（外　　人） 人	（外　　円） 円
	令和　年　月	（外　　人） 人	（外　　円） 円
	令和　年　月	（外　　人） 人	（外　　円） 円
	令和　年　月	（外　　人） 人	（外　　円） 円
	令和　年　月	（外　　人） 人	（外　　円） 円
	令和　年　月	（外　　人） 人	（外　　円） 円
１．現に特別徴収税額の滞納があり又は最近において著しい納付延納の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細	１．無 ２．有 （やむを得ない理由）		
２．申請の日前１年以内に、納期の特例の承認を取消されたことがある場合には、その年月日	令和　　年　　月　　日		

《納期の特例制度について》

（１）この特例の承認を受けることができるのは、給与の支払いを受ける者が常時10人未満である特別徴収義務者です。「常時10人未満」とは、常には10人に満たないということであって、繁忙期等において臨時に雇い入れた者がある場合には、その人数を除いた数が10人未満であることです。

（２）この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間に係る給与又は退職手当等から徴収した町・道民税特別徴収税額は、それぞれの期間分をまとめて納付することができます。

・６月から11月までの分　　～　納入期限：12月10日
・12月から翌年５月までの分　～　納入期限：翌年６月10日
※納入期限が、土日、祝日の場合は、翌営業日が期限となります。

（３）この特例の承認を受けようとする特別徴収義務者に滞納がある場合は、この特例の承認をしないことがあります。また、承認した後において滞納となれば、この特例の承認を取消すことがあります。

（４）この特例の承認を受けた跡に、給与の支払いを受けるものが常時10人以上となった場合は、その旨を遅滞なく町長に届出なければなりません。